

## 「文化・スポーツイベントニュース制作業務委託公募型プロポーザル」選考結果について

### 1. 案件名称

文化・スポーツイベントニュース制作業務委託

### 2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

### 3. 選考委員による審査の結果

#### (1) 選定委員名簿

	役職等
委員長	文化スポーツ部長
委員	文化振興課長
委員	広報課長
委員	広報企画官

#### (2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
①全体の評価	仕様書を的確に踏まえ、具体的な提案がされているか。	10点
	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10点
②動画の制作	企画から配信までのスケジュールについて実現可能な提案がなされているか。	10点
	動画の制作本数について、十分な数が提案されているか。(少なくとも8本以上)	10点
	伝統文化・文化芸術、スポーツを分かりやすく伝えることの出来る提案がされているか。	10点
	動画の内容について、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。	10点
③動画の広告・周知	広告・周知の手法について、実現可能な提案がなされているか。	10点
	動画の視聴数を上げるために効果的な広告・周知が提案されているか。	10点

④運営体制	主担当やチーム体制が明確であるか。業務全般に柔軟な対応が可能か。	5点
⑤実績等	伝統文化、文化芸術、スポーツイベントの映像制作の実績は十分か。	5点
⑥価格	本業務委託に係る見積額から評価する。	10点
計		100点

(3) 参加事業者

- ・日本海テレビジョン放送株式会社 島根総局

(4) 審査結果

第一優先交渉権者 日本海テレビジョン放送株式会社 島根総局

参加事業者	総得点
日本海テレビジョン放送株式会社 島根総局	341点

【選考方法と優先交渉権者の決定】

- ①市による審査委員会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とする。
- ②評価点が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- ③評価点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。